

木津川市地域公共交通総合連携協議会規約新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>木津川市地域公共交通総合連携協議会規約（案）</p> <p>平成20年3月28日制定 平成20年5月28日改正 平成20年10月3日改正</p> <p><省略> （事務局）</p> <p>第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、市長公室学研企画課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p><省略></p> <p>附 則 この規約は、平成20年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年5月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年10月3日から施行する。</p> | <p>木津川市地域公共交通総合連携協議会規約</p> <p>平成20年3月28日制定 平成20年5月28日改正</p> <p><省略> （事務局）</p> <p>第9条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、市長公室企画課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。</p> <p>4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。</p> <p><省略></p> <p>附 則 この規約は、平成20年3月28日から施行する。</p> <p>附 則 この規約は、平成20年5月28日から施行する。</p> |